





# 税金は暮らしを高める原動力

## 三月十五日までに申告を

二月、三月は、住民税、固定資産税、所得税の申告期間です。所得税は、一月十五日までに申告を済ませ、住民税、固定資産税は、三月十五日までに申告を済ませる必要があります。

### 所得税

#### 確定申告が必要

所得税は、所得が一定額を超えた場合に課税されます。所得が一定額を超えた場合は、確定申告が必要です。所得が一定額を超えない場合は、源泉徴収された金額を基礎として課税されます。

### 申告すれば所得税の戻る人

所得税の戻りを受けられる人は、所得が一定額を超えていたが、控除を受けることによって課税額がゼロになったり、課税額が少額になったりした場合です。

## 市・府民税の申告を

「確定申告書」を提出していない人

### 家を「新築」した方に

いろいろな控除があります

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

確定申告書の提出期限は、二月十五日です。提出が遅れた場合は、滞り金がかかります。必ず期限内に提出してください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。

家を新築した場合は、固定資産税の課税標準額に軽減措置が適用されます。また、取得費の控除も受けられます。詳しくは、市役所市民課までお問い合わせください。



市役所市民課で税金に関する相談が行われている様子。

### 譲渡所得は別の計算で

譲渡所得は、土地や建物などの売却によって生じた所得です。他の所得とは異なる計算方法で課税されます。

## 特別控除もあり ます：譲渡所得

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

譲渡所得に対する特別控除は、一定の条件を満たせば受けられます。

### 申告(納税)相談日程表

区分	日	時間	区域	会場
譲渡所得 説明会 住宅取得 控除説明会	2月1日(木)	10時~12時	全区域	八幡市民センター(大会議室)
	2月7日(水)	10時~16時	全区域	八幡市民センター(大会議室)
譲渡所得 納税相談	2月16日(木)	10時~15時	全区域	市役所第1分庁舎(事業部2階大会議室)
	2月17日(金)	10時~15時	全区域	八幡市民センター(大会議室)
	2月21日(火)	10時~15時	全区域	中央センター集会所(大会議室A、B室)
所得税 住民税 (事業税) 納税相談	2月22日(水)	9時30分~16時	男山地区と周辺地域	中央センター集会所(大会議室A、B室)
	2月27日(月)	9時30分~16時	4区	4区(橋本)公会堂
	3月1日(木)	9時30分~12時	美濃山	有智郡市民センター
	3月2日(金)	13時~16時	戸津	
	3月2日(金)	9時~16時	内里	都々城市民センター
	3月3日(土)	9時~12時	岩田	
	3月3日(土)	13時~16時	上津屋、野尻	市役所第1分庁舎(事業部2階大会議室)
	3月4日(日)	9時~12時	上奈良、下奈良	
	3月6日(月)	9時~16時	1区	市役所第1分庁舎(事業部2階大会議室)
	3月7日(火)	9時~16時	2区	
	3月8日(水)	9時~16時	3区、5区	
	3月9日(木)	9時~16時	全区域	市役所第1分庁舎(事業部2階大会議室)
	3月10日(金)	9時~16時	全区域	
	3月11日(土)	9時~12時	全区域	
	3月13日(月)	9時~16時	全区域	市役所第1分庁舎(事業部2階大会議室)
3月14日(火)	9時~16時	全区域		
3月15日(水)	9時~12時	全区域		

●申告納税について、個別に通知のあった人は、その日時にきてください。通知のなかった人は日程表より都合のよい日時にきてください。  
●上記のほかに、2月17日(金)、20日(月)、22日(水)、3月2日(木)、3日(金)、9日(木)の6日間、いずれも午前10時から午後4時まで、八幡市民センター第3会議室で宇治税理士会主催(宇治税理士会、八幡市商工会共催)の無料納税相談が行われます。対象は全区域です。

## 10万円までは無税

アルバイトの収入

アルバイトの収入が10万円以下であれば、所得税はかかりません。これは、パートやアルバイトの収入に適用される控除です。

## 固定資産税の額は?

固定資産税の額は、土地や建物の評価額に基づいて算出されます。評価額は、市役所市民課で確認できます。

固定資産税の額は、土地や建物の評価額に基づいて算出されます。評価額は、市役所市民課で確認できます。

固定資産税の額は、土地や建物の評価額に基づいて算出されます。評価額は、市役所市民課で確認できます。